

射撃場の鉛汚染対策ガイドライン 環境省



環境省は平成 18 年 12 月 26 日付けで「射撃場に係る鉛汚染対策ガイドライン」案を公表しました。その概要は以下の通りです。

1.射撃場に係る鉛汚染問題の有無の調査

(1) 各射撃場において以下の観点で調査を実施し、現状で鉛汚染問題が発生しているか否かについて判断する。

- ①場外に流出する表流水の鉛濃度が、水質環境基準の 10 倍値(0.1mg/L)を超過していないか。
- ②場内及び周辺の飲用井戸等の地下水の鉛濃度が、地下水環境基準(0.01mg/L)を超過していないか。

(2) 調査の結果、現状で鉛問題が発生していると判断される場合は問題解消の対策を実施し、問題が発生していない場合も、将来にわたり問題が生じないように未然防止対策を実施する必要がある。

2.対策の実施、モニタリング等

(1) 対策の検討にあたり、以下の情報を射撃場の状況に応じて収集、整理する。

- 鉛弾の使用量、回収量等
- 着弾範囲の土壌の性状
- 場内表流水の状態
- 飲用井戸等の存在状況
- …等

(2) 以下のような対策から当該射撃場にとって有効と考えられる対策を選定する。

- 鉛弾の回収
- 着弾範囲の塗装または吹付け
- 土壌pH 調整による鉛の溶出抑制
- 表流水を経由した鉛の拡散防止(溜め枡、水処理施設等の設置)
- 地下方向への鉛の拡散防止(鉛を吸着しやすい土壌、資材等の敷設)
- …等

(3) 対策完了後には効果確認のモニタリングを実施する。また、問題が生じていない射撃場を含め、鉛問題が生じていないか確認するため継続的なモニタリングを実施する。

(4) 対策に伴って処分が必要な土壌や廃棄物等が生じた場合は、環境保全上の問題が生じないように、関係法令に従って適切に処分する必要がある。また、鉛弾等は適切に分別し、リサイクルすることが望ましい。

3.その他

射撃場の運営を中止して他用途に転用する場合は、土壌汚染対策法や射撃場が設置されている自治体の条例等に基づく調査・対策を講じることが必要となる場合がある。

当社では水質、土壌等の元素分析を多検体・短納期で行う実績があります。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2006 年 12 月 26 日付 環境省HP、EIC ネット

環境分析箇所 森下英行